

とを主張し、選挙法改正と評会解散を要求することが絶打た
必要である。

七、第五十五評会解散要求

労農大衆の評会に対する幻想を打破せんとす。我党は、第五十五評
会に對して断乎として解散を要求する。

スローガン 「偽瞞的普選と暴圧干渉でござたブルジョア評会を
解散しろ。」

このスローガンは大札を筆審評の自由が蹂躪されたとき或は普選党
評会を提出要求が蹂躪されたとき全面的に推し進められ評会解散の
大衆的斗争が展開されなければならぬ。勿論我党代評士は内都より
評会をバクハすことによつてこの大衆斗争を發展を促進し、又この大衆
斗争を最先に立ててあらう。

八、我党評会四の任務 行動・規律

一、我党の統制と絶対服従すること

イ 一般には常任委員会 評会対策委員会、統制に従ふこと。
ロ 院内に於ては院内委員会、統制に従ふこと。

(2) 我党(四)の行動は評会外の大衆行動に從属すること
即ち我党評会が議案を提出する時はブルジョア評会を支持を得て
これが可決を求むるためではなく大衆斗争によつてこの目的を實現
せんとすべし。

(3) 我党(四)は我党としての特権とこの斗争にあらずして利用しなれば
ならぬ。従つてまた我党は大衆斗争の第一線に立つ義務がある。

(4) 我党評会また選挙の代表者たるはかりでなく、全労農大衆の代
表者である。我党は選挙者各地に乗り込み敵と決死の斗争をする覚悟を
有らなければならない。

(5) 我党代評士、評会内に於ける演説は労農大衆後進分子による理解
を以てしてなされるべきである。我党代評士は評会内に於て發言を求むるは
ブルジョア評会に對して絶對に目撃し、労農大衆に對して絶對に辯論しな
らねばならぬ。

(6) わが党我党(四)は我党一貫党の政策を大衆的的要求と結合
すべし。